

トマト農場ハウス等売却のお知らせ

関係者各位

令和 8 年 9 月 1 5 日

〒697-0026 島根県浜田市田町 1 1 6 番 6

石見交通田町ビル 2 階

みなみ法律事務所

(TEL 0855-25-5147 FAX 0855-25-5148)

T C 浜田農場株式会社破産管財人

弁護士 南 秀 樹



松江地方裁判所浜田支部令和 7 年（フ）第 9 号（破産者：T C 浜田農場株式会社）につき、破産管財人として破産財団の財産を下記のとおり一括して売却いたしますのでお知らせいたします。不明な点がございましたら当職までご連絡ください。

記

(1)売却対象 T C 浜田農場株式会社破産財団が所有するトマト農場ハウス 2 0 棟及びこれに附随する財産一式

※ 償却資産種類別明細書（添付資料 1）に記載されたトマト農場ハウス 2 0 棟（写真 1， 2 参照）のほか現地に残置されているその他の設備、フォークリフト（写真 5 参照）、動産類一式が売却対象となりますが、破産管財物件につき不足や瑕疵等の問題について売主は一切責任を負いません。現状有姿での引渡しとなりますので必ず事前に現地において財産の状況を確認してください。

(2)募集期間 令和 8 年 1 0 月 3 0 日まで

※ 買受希望価格（消費税込）を明記した買受申込書を令和 8 年 1 0 月 3 0 日必着で上記破産管財人の事務所まで郵送してください。買受申込書の書式は特にございせん。なお、最低売却可能額は 3 3 0 0 万円（消費税込）です。

(3)買受者決定日 令和 8 年 1 0 月 3 1 日（前日までに届いた郵便物をこの日に破産管財人が開封します）

- (4)買受者決定方法 最高価申込者とする(但し、裁判所の許可を条件とする)
- (5)売買代金納付日 令和8年11月16日まで
- (6)所有権移転日 売買代金が全額納付された日
- (7)引渡日 売買代金が全額納付された日以降に買受者と破産管財人の協議により決定
- (8)補足説明

ア 土地の使用について

トマト農場ハウスが所在する土地は浜田市が所有する土地ですが次に記載の㉗乃至㉕の項目を満たすことを条件に引き続き同土地を1年あたり15,000円/10aで使用する事ができる見込みです。

㉗ 今回の募集にかかる市有農用地において農業経営を行うことを目的とし、専ら又は主としてその農業経営に従事する農業従事者(農業法人にあっては、農地所有適格法人の要件を満たすこと。)を有し、かつ、農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められる者であること。

㉘ 元谷団地での農業経営により、認定農業者(注1)又は認定新規就農者(注2)となること(入植後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者となることが見込まれる者を含む)。

(注1) 認定農業者とは農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項(農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)第13条)に基づいた農業経営改善計画(以下「農業経営改善計画」という。)により認定を受けた方をいいます。

(注2) 認定新規就農者とは法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画(以下「就農計画」という。)の認定を受けた方をいいます。

㉙ 入植希望者(未成年にあっては保護者)に市税等(住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料)の滞納がないこと。

㉕ 浜田市に住所を有している者(法人にあっては、浜田市に本店又は営業所を設置している、または、設置が見込まれること)。

イ 事務所の使用について

T C 浜田農場株式会社が事務所として使用していた建物(写真3, 4参照)は、浜田市が元谷団地入植者管理組合に無償で貸付している建物です。当該建物は、現在、組合員はやさか共同農場のみがその一部を使用しているだけであるため、同組合への加入を条件に引き続き

従前どおり無償で使用する事ができる見込みです。

ウ トラクターについて

償却資産種類別明細書（添付資料１）には記載がありませんが、
現地に残置されているトラクター１台（写真６参照）も売却対象に
含みます。

添付資料

- １ 令和７年度償却資産種類別明細書 １通
- ２ 破産手続開始決定書写し １通

写真 1



写真 2



写真 3



写真 4



写真 5



写真 6



PAGE 1

種類

- 01. 新品取得
- 02. 中古品取得
- 03. 移動による受入れ
- 04. その他
- 11. 元埋
- 12. 減失
- 13. 移動
- 14. その他
- 11. 一部増加
- 42. その増訂正
- 51. 編纂訂正

令和7年(フ)第9号

決 定

島根県浜田市金城町今福1783番地10
債務者(破産者) TC浜田農場株式会社
代表者代表取締役 野村 利彦

主 文

債務者TC浜田農場株式会社について破産手続を開始する。

理 由

一件記録によれば、債務者が支払不能の状態にあることが認められる。
よって、主文のとおり決定する。
なお、この決定に併せて、下記のとおり定める。

記

- 1 破産管財人 島根県浜田市田町116番6 石見交通田町ビル2階 みなみ法律事務所
弁護士 南 秀樹
- 2 債権届出期間 令和7年4月30日まで
- 3 財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会の各期日
令和7年6月25日午前11時45分
- 4 債権調査期日 令和7年6月25日午前11時45分

令和7年3月26日午後4時

松江地方裁判所浜田支部

裁 判 官 稲 井 雄 介

これは正本である。

令和7年3月26日

松江地方裁判所浜田支部

裁判所書記官 角森 孝雄

